

政令第二百七十四号

地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域再生法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年十月一日とする。

理由

地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。